

報道関係者各位
プレスリリース
2016年9月14日



特定非営利活動法人 結婚相談 NPO
TEL: 050-3526-5105(代表)

結婚相談 NPO 「最低賃金時間額改定に合わせた月会費改定制度」 導入のお知らせ

少子高齢化問題の解消に向け、事業型 NPO として「どなたにでもご利用いただける結婚相談所」ブライダルサポーターを運営する東京都認証 特定非営利活動法人 結婚相談 NPO(所在地:東京都新宿区、理事長:影山 頼央、NPO 法人番号:011105006111)は「最低賃金制度が定める最低賃金時間額」の変化に応じた月会費改定制度を導入致しました事をお知らせします。

▼結婚相談 NPO ウェブサイト

<https://bridal-npo.org/>

■導入の背景

我々は事業型の NPO 法人として事業継続性を重視しながら、どなたにでも適正価格でご利用いただける結婚相談所を目指し、活動を続けております。

常にギリギリの採算ラインから事業計画を練っており、金融機関にも7年先迄の事業計画書を提出しておりますが、一方で当団体の活動における経費の大部分を占めます人件費は継続的な上昇が見込まれています。

既に東京都では平成28年10月1日から、現時点での「最低賃金時間額」907円を932円に改正する(引上率2.76%)事を決定しており、この「最低賃金時間額」という外的要因に柔軟な対応をしなければ当団体が「法令順守」と同様に重視しております「事業継続性」が失われると判断しております。今回、金融機関からの融資受け入れ 及び 採用の本格化に際して制度の導入が不可避と判断致しました。

■改定の対象

会員様にお支払いいただく費用の内、月会費のみが対象となります。また、既存会員様に改定の影響は及ばず、対象は改定後に初回のご相談をいただいた新規会員様に限定されます。

■改定の方法

今回の制度は2016年8月31日時点での東京都の「最低賃金時間額」である「時給907円」を基準に設定させていただいております。毎期末(8月31日)時点で東京都の「最低賃金時間額」が基準から上下に5%単位で変化していた場合に、翌期(9月1日から8月31日)の月会費を5%単位で変更させていただきます。

例)2017年8月31日時点で東京都の最低賃金時間額が953円(5%上昇)以上、もしくは863円(5%下降)以下に設定された場合、2017年9月1日より2018年8月31日まで月会費を上下に改定いたします。(10%上昇の場合は月会費も10%上昇となります。)

■結婚相談 NPO について

結婚相談 NPO は少子高齢化問題に対して未婚化・晩婚化の観点から草の根活動を行うべく、設立された東京都認証 特定非営利活動法人(法人番号：011105006111)です。

年齢や年収に偏りがちな婚活を取り巻く構造に対し大いなる疑問を持っており、どうすれば少しでも現在の状況を改善できるかを会員様含む皆様と一緒に考えながら活動をしております。

主な事業として「門前払いしない」を合言葉に非正規雇用の方や障がいをお抱えの方にも安心してご利用いただける結婚相談所、ブライダルサポーターを運営しています。

■法人概要

団体名 : 特定非営利活動法人 結婚相談 NPO
所在地 : 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 3-24-8 サンボックス 5F
代表者 : 理事長 影山 頼央
事業内容 : 結婚相談業
取引銀行 : 中央労金、ゆうちょ銀行、ジャパンネット銀行、東京信用金庫
所属団体 : 日本結婚相談所連盟(IBJ)、東京商工会議所
ホームページ : <http://bridal-npo.org/>

【本件に関するお問い合わせ先】

特定非営利活動法人 結婚相談 NPO

担当 : 影山(カゲヤマ)

TEL : 050-3526-5105

お問い合わせフォーム : <https://bridal-npo.org/contact/>